

(新旧対照条文一覧)

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 (平成二十八年法律第百八号)	1
○ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成三十年法律第 号) (附則第二条関係)	27
○ 著作権法の一部を改正する法律 (平成三十年法律第 号) (附則第四条関係)	29

改 正 案

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項ただし書中「、飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品

現 行

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項ただし書中「、飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の

「という。」に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。）を同表の各項ごとに合計した輸入数量」に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「場合において」の下に、「別表第一の六の各項（一三の項及び一四の項を除く。）に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは」を加え、「を同表の各項ごと」を削り、「飼料用表を含む別表第一の六の項に」を「別表第一の六の各項（一三の項及び一四の項を除く。第一号及び次項において同じ。）に」に、「飼料用表であつてオーストラリア」を「経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（同号において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国」に、「第一号において「オーストラリア産飼料用表」を「同号において「締約国産物品」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。」及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る）」を「政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ」に改め、「をこれらの項ごと」を削り、「オーストラリア産飼料用表の輸入数量（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」を「別表第一の六の各項に掲げる物品であつて経済連携協定原産品に係る

項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量」に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」を「物品の輸入数量」に改め、「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用表であつてオーストラリア」を「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用表」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）」及び「をこれらの項ごと」を削り、「（オーストラリア産飼料用表」を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」と」を削り、「読み替える」を「、別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中、「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「

輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量」に、「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」を「別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替えるものとし、同表の一三の項及び一四の項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表」とあるのは「別表第一の六の一三の項及び一四の項に掲げる物品の輸入数量（飼料用表（関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この項において同じ。）であつてオーストラリアを原産地とするもの（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を除く。以下この項において「オーストラリア産飼料用表」という。）に係る輸入数量（オーストラリア協定の効力の発生の日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第一号において同じ。）及び経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（オーストラリア産飼料用表及び経済連携協定原産品を除く。同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）を別表第一の六」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用表に係る輸入数量及び経済連携協定原産品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量

同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の一に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量」に改める。

を除く。)に改め、同条第八項中「飼料用表を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の第二項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の」を「経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る」に改める。

第七条の五第一項第一号中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。)に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量」を「経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。)に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。)」との合計数量」に改める。

第七条の六第一項第一号中「(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)を削り、「告示する数量」の下に「(第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)」を、「場合」の下に「(平成三十年において、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量及び経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項及

第七条の五を次のように改める。

第七条の五 削除

第七条の六第一項第一号中「(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)を削り、「告示する数量」の下に「(第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)」を、「場合」の下に「(平成三十年において、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日間の期間に係るものに限る。))と環太平洋協定の規定に基づき関税の

び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）を加え、同項第二号中「告示する数量」の下に「（第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を、「場合」の下に「（平成三十年度的においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）」を加え、同条第二項中「輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成三十年度的においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量並びに譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量と締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ

譲許の便益の適用を受けるもの（次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）を加え、同項第二号中「告示する数量」の下に「（第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を、「場合」の下に「（平成三十年度的においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）」を加え、同条第二項中「輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成三十年度的においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約

財務大臣が告示する数量（第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

第七条の六第五項中「第二項に規定する輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量並びに経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（同項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。第一号において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等に係る輸入数量並びに譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量と締約国産物品である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成三十年年度においては、

国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を控除した輸入数量（第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

第七条の六第五項中「第二項に規定する輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「並びに」を「（平成三十年年度においては、

当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量)並びに「に、
「輸入数量を」を「輸入数量(平成三十年において、当該輸入
数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量)を」に、「第一項第一
号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超え
た場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年
度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第
一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)又は第
二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年において、
当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸
入基準数量を超えた場合に限る。)」に、「輸入基準数量を超えた
場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年度
においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る
。)」に改める。

第七条の七第一項中「(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定
附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二
十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿
易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我
が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有
する地域を含む。以下同じ。))との間の経済上の連携を強化する条
約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの
法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるも
のをいう。以下同じ。)」を削り、「ところにより」の下に「、国
(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この
条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八条の二第一項において
同じ。)」を加え、同条第四項中「第十二条の二」を「第十二条の
四」に改め、「により、」の下に「国及び」を加え、同条第七項中
「ところにより」の下に「、国」を加え、同条中第九項を第十一項
とし、第八項の次に次の二項を加える。

当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量)並びに「に、
「輸入数量を」を「輸入数量(平成三十年において、当該輸入
数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量)を」に、「第一項第一
号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超え
た場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年
度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第
一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)又は第
二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年において、
当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸
入基準数量を超えた場合に限る。)」に、「輸入基準数量を超えた
場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年度
においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る
。)」に改める。

第七条の七第一項中「(固有の関税及び貿易に関する制度を有す
る地域を含む。以下同じ。)」を削り、「ところにより」の下に「
、国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下
この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八条の二第一項にお
いて同じ。)」を加え、同条第四項中「第十二条の二」を「第十二
条の四」に改め、「により、」の下に「国及び」を加え、同条第七
項中「ところにより」の下に「、国」を加え、同条中第九項を第十
一項とし、第八項の次に次の二項を加える。
9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の
範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは
、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の
長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき
関税の税率について意見を求めることができる。
10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の
長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

第七条の八の見出しを「(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)」に改め、同条第一項を次のように改める。

修正対象物品(経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる)と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という

正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

第七条の八の見出しを「(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)」に改め、同条第一項を次のように改める。

修正対象物品(経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる)と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という

。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率
第七条の八第二項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの」を「経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品」に改め、同条第三項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「修正対象物品」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日）から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第七条の八に次の一項を加える。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の八の次に次の二条を加える。

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正）

第七条の九 譲許適用物品である関税率法別表第〇一〇一・二九

。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率
第七条の八第二項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの」を「経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品」に改め、同条第三項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「修正対象物品」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日）から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第七条の八に次の一項を加える。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の八の次に次の二条を加える。

（環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正）

第七条の九 譲許適用物品である関税率法別表第〇一〇一・二九

号の二の(二)に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格
(経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を
乗じて得た価格をいう。)を下回るもの(第二号において「譲許
修正物品」という。)に課する関税の率は、次に掲げる税率のう
ち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税
率

二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について
効力を生ずる日の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率
(経済連携協定に基づく報復関税)

第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与え
られた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済
連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関
税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部に
つき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による
関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税
率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めると
きは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機
関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに
適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の
長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、
正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して
三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な
事項は、政令で定める。

号の二の(二)に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格
(環太平洋協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を
乗じて得た価格をいう。)を下回るもの(第二号において「譲許
修正物品」という。)に課する関税の率は、次に掲げる税率のう
ち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税
率

二 環太平洋協定が譲許修正物品の原産地である国について効力
を生ずる日の前日における実行税率

三 環太平洋協定の付録に定められた税率
(経済連携協定に基づく報復関税)

第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与え
られた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済
連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関
税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部に
つき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による
関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税
率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めると
きは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機
関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに
適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の
長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、
正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して
三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な
事項は、政令で定める。

第八条の二第一項中「(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)」を削る。

第八条の六第一項及び第二項中「定められている物品」の下に「で政令で定めるもの」を加える。

第八条の六の次に次の一条を加える。

(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)

第八条の七 加工又は修繕(政令で定めるものを除く。)のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第九条の二の見出し及び同条第一項中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改め、同条第二項中「オーストラリア協定」を「前項の経済連携協定」に、「前項」を「同項」に改める。

第十二条の二第三項中「ときは、」の下に「経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第四号中「第三項の通知をした場合において、」を削り、「当該通知に係る貨物」を「第一項第三号」に、「第一項第三号」を「同号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 税関長は、その職員に環太平洋包括的及び先進的協定第四章(繊維及び繊維製品) 附属書四—A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物

第八条の二第一項中「(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)」を削る。

第八条の六第一項及び第二項中「定められている物品」の下に「で政令で定めるもの」を加える。

第八条の六の次に次の一条を加える。

(環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)

第八条の七 加工又は修繕(政令で定めるものを除く。)のため本邦から環太平洋協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される貨物については、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第九条の二の見出し及び同条第一項中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改め、同条第二項中「オーストラリア協定」を「前項の経済連携協定」に、「前項」を「同項」に改める。

第十二条の二第三項中「ときは、」の下に「経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第四号中「第三項の通知をした場合において、」を削り、「当該通知に係る貨物」を「第一項第三号」に、「第一項第三号」を「同号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 税関長は、その職員に環太平洋協定第四章(繊維及び繊維製品) 附属書四—A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容

に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

第十二条の二を第十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査）

第十二条の五 税関長は、環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「次条第一項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

第十二条の二を第十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（環太平洋協定に基づく調査）

第十二条の五 税関長は、環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「同項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の第十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

(賦課決定の請求)

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の第十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

(賦課決定の請求)

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定め

、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号口に規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充當）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

（略）

別表第一の三第〇四〇二・一〇号中「二九・八%及び一キログラムにつき九二円」の下に「（環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日（以下この表において「発効日」という。）以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キログラムにつき一三〇円）」を加え、「一キログラムにつき九二円」を

「一キログラムにつき九二円

（発効日以後に輸入されるも

るところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充當）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

（略）

別表第一の三第〇四〇二・一〇号中「二九・八%及び一キログラムにつき九二円」の下に「（環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日（以下この表において「発効日」という。）以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キログラムにつき一三〇円）」を加え、「一キログラムにつき九二円」を

「一キログラムにつき九二円

（発効日以後に輸入されるも

のにあつては、二六%及び一
キログラムにつき一三〇円)」
に改め、「二二・三%及び一

キログラムにつき九二円」の下に「(発効日以後に輸入されるもの
にあつては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円)」を加え、
同表第〇四〇二・二一号中「一二三元」及び「一八九円」の下に「
(発効日以後に輸入されるものにあつては、三一%及び一キログラ
ムにつき二一〇円)」を、「につき九九円」の下に「(発効日以後
に輸入されるものにあつては、二六%及び一キログラムにつき一三
〇円)」を加え、同表第〇四〇二・二九号中「一二三元」及び「一
八九円」の下に「(発効日以後に輸入されるものにあつては、三一
%及び一キログラムにつき二一〇円)」を、「につき九九円」の下
に「(発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キロ
グラムにつき一三〇円)」を加える。

別表第一の三第〇四〇三・九〇号中「九二円」、「一二三元」及
び「一八九円」の下に「(発効日以後に輸入されるものにあつては
、三六%及び一キログラムにつき二〇〇円)」を加える。

別表第一の三第〇四〇四・一〇号中「九九円」の下に「(発効日
の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラム
につき一二〇円)」を、「一三五円」の下に「(発効日以後に輸入
されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき一二〇円)
」を加える。

別表第一の三第〇四・〇五項中「一七九円」及び「二一〇円」の
下に「(発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キ
ログラムにつき二九〇円)」を加える。

第四条の二 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条の五を次のように改める。

第七条の五 削除

のにあつては、二六%及び一
キログラムにつき一三〇円)」
に改め、「二二・三%及び一

キログラムにつき九二円」の下に「(発効日以後に輸入されるもの
にあつては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円)」を加え、
同表第〇四〇二・二一号中「一二三元」及び「一八九円」の下に「
(発効日以後に輸入されるものにあつては、三一%及び一キログラ
ムにつき二一〇円)」を、「につき九九円」の下に「(発効日以後
に輸入されるものにあつては、二六%及び一キログラムにつき一三
〇円)」を加え、同表第〇四〇二・二九号中「一二三元」及び「一
八九円」の下に「(発効日以後に輸入されるものにあつては、三一
%及び一キログラムにつき二一〇円)」を、「につき九九円」の下
に「(発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キロ
グラムにつき一三〇円)」を加える。

別表第一の三第〇四〇三・九〇号中「九二円」、「一二三元」及
び「一八九円」の下に「(発効日以後に輸入されるものにあつては
、三六%及び一キログラムにつき二〇〇円)」を加える。

別表第一の三第〇四〇四・一〇号中「九九円」の下に「(発効日
の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラム
につき一二〇円)」を、「一三五円」の下に「(発効日以後に輸入
されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき一二〇円)
」を加える。

別表第一の三第〇四・〇五項中「一七九円」及び「二一〇円」の
下に「(発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キ
ログラムにつき二九〇円)」を加える。

(新設)

第十二条の二中「貨物」の下に「環太平洋パートナーシップ協定（第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋協定」という。）又は」を加え、「以下」を「第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において」「に、」の規定を「（以下「環太平洋協定等」という。）の規定」に、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等」に改める。

第十二条の三第一項及び第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定」を「環太平洋協定等」に改める。

第十二条の四第四項中「職員に」の下に「環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原地規則）又は」を加え、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等の」に改める。

第十二条の五の見出しを「（環太平洋協定等に基づく調査）」に改め、同条第一項中「税関長は、」の下に「環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原地規則）又は」を加え、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「環太平洋協定等の」に改め、同条第二項中「環太平洋包括的及び先進的協定」を「環太平洋協定等」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政

令で定める日

二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四・一〇号の改正規定（「九九円」の下に「（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五％及び一キログラムにつき一二〇円）」を加える部分に限る。）及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

四 附則第十九条の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日

五 第四条の二の規定及び附則第三条第三項の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条（略）

2（略）

3 施行日又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、新特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の三第〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日

令で定める日

二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四・一〇号の改正規定（「九九円」の下に「（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五％及び一キログラムにつき一二〇円）」を加える部分に限る。）及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

（新設）

（新設）

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条（略）

2（略）

3 施行日又は環太平洋パートナーシップ協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、新特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の三第〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

2 施行日の属する年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫

本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日の属する第七条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下この条において「新調整法」という。）第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間（施行日が同項の砂糖年度を区分した期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の砂糖年度を区分した期間及び当該期間の翌期間）に係る新調整法第九条第一項第一号二

定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

（新設）

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日の属する第七条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下この条において「新調整法」という。）第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間（施行日が同項の砂糖年度を区分した期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の砂糖年度を区分した期間及び当該期間の翌期間）に係る新調整法第九条第一項第一号二

に規定する加糖調製品軽減額及び新調整法第十八条の三第一項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格についての新調整法第九条第五項及び第十八条の三第二項において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（第三項及び第四項において「調整法」という。）第六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日に定め、遅滞なく」とする。

2 施行日の属する新調整法第二条第九項に規定する砂糖年度（以下の項及び第四項において「砂糖年度」という。）（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第十八条の二第一項に規定する加糖調製品糖調整基準価格及び新調整法第十八条の六第一項に規定する加糖調製品糖調整率についての新調整法第十八条の二第二項及び第十八条の六第三項の規定の適用については、これらの規定中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日」とする。

3 施行日の属する調整法第六条第一項の政令で定める期間（施行日が同項の政令で定める期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の政令で定める期間及

に規定する加糖調製品軽減額及び新調整法第十八条の三第一項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格についての新調整法第九条第五項及び第十八条の三第二項において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（第三項及び第四項において「調整法」という。）第六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日に定め、遅滞なく」とする。

2 施行日の属する新調整法第二条第九項に規定する砂糖年度（以下の項及び第四項において「砂糖年度」という。）（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第十八条の二第一項に規定する加糖調製品糖調整基準価格及び新調整法第十八条の六第一項に規定する加糖調製品糖調整率についての新調整法第十八条の二第二項及び第十八条の六第三項の規定の適用については、これらの規定中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日」とする。

3 施行日の属する調整法第六条第一項の政令で定める期間（施行日が同項の政令で定める期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の政令で定める期間及

び当該期間の翌期間）に係る新調整法第十八条の二第一項第二号に規定する加糖調製品糖標準価格についての同条第五項において準用する調整法第六条第二項の規定の適用については、同項中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日に定め、遅滞なく」とする。

4 施行日の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める額についての同条第二項において準用する調整法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日までに定めて」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日に定め、遅滞なく、」とする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）
第十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の

び当該期間の翌期間）に係る新調整法第十八条の二第一項第二号に規定する加糖調製品糖標準価格についての同条第五項において準用する調整法第六条第二項の規定の適用については、同項中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日に定め、遅滞なく」とする。

4 施行日の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める額についての同条第二項において準用する調整法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日までに定めて」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日に定め、遅滞なく、」とする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）
第十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の七（環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の

免税)に規定する貨物(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。)

第十四条第一項第四号中「(昭和三十五年法律第三十六号)」を削る。

第十五条の二中「いないもの」の下に「(第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。)」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(還付加算金の計算期間の特例)

第十七条の二 輸入された課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の二(更正の請求の特例)の規定により行う関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(同法第二十三条(更正の請求)の規定による更正の請求に基づくものを除く。)により納付すべき消費税(当該消費税に係る延滞税を含む。)の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号(イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)」とあるのは、「関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

2 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される課税物品につき、関税暫定措置法第

免税)に規定する貨物(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。)

第十四条第一項第四号中「(昭和三十五年法律第三十六号)」を削る。

第十五条の二中「いないもの」の下に「(第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。)」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(還付加算金の計算期間の特例)

第十七条の二 輸入された課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の二(更正の請求の特例)の規定により行う関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(同法第二十三条(更正の請求)の規定による更正の請求に基づくものを除く。)により納付すべき消費税(当該消費税に係る延滞税を含む。)の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号(イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)」とあるのは、「関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

2 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される課税物品につき、関税暫定措置法第

第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく関税法第八条第三項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第三十二条第二項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）」とあるのは、「関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による決定の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該決定があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

（調整規定）

第十九条 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第四条のうち次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の五 の改正規定	第七條の五第一項第一号中「経済上の連携 に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七條の八及び第九條の二において「オ	第七條の五を次のように改める。 第七條の五 削除
----------------	---	-----------------------------

第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく関税法第八条第三項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第三十二条第二項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）」とあるのは、「関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による決定の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該決定があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

（新設）

「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量」を「経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量」と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものを除く。

<p>第十二条の 二中第四項 を第五項と し、第三項 の次に一項 を加える改 正規定及び 同条を第十 二条の四と し、同条の 次に一条を 加える改正 規定</p>	<p>第十二条の 次に二条を 加える改正 規定</p>	<p>第十二条の 次に二条を 加える改正 規定</p>	<p>第十二条の 次に二条を 加える改正 規定</p>	<p>別表第一の 三第〇四〇 二・一〇号 の改正規定</p>	<p>環太平洋包 括的及び先 進的協定</p>	<p>環太平洋包 括的及び先 進的協定</p>	<p>（に係る輸入数量（政 令で定める日前の期間 に係るものに限る。） との合計数量」に改め る。</p>
<p>環太平洋包 括的及び先 進的協定</p>	<p>環太平洋包 括的及び先 進的協定</p>	<p>環太平洋包 括的及び先 進的協定</p>	<p>環太平洋包 括的及び先 進的協定</p>	<p>環太平洋協定</p>	<p>環太平洋協定</p>	<p>環太平洋協定</p>	<p>環太平洋協定</p>

2 前項の場合において、第四条の二のうち次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条の規定（同法第七条の五の改正規定に限る。）は、適用しない。

第十二条の二の改正規定	貨物（ ）の下に「環太平洋パートナースhip協定（第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋協定」という。）又は」を加え、 「以下」を。	以下
第十二条の三第一項及び第二項の改正規定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋協定
第十二条の四第四項の	職員に 環太平洋協定第四章（職	品目別原産地規則） 又は環太平洋包括的及

改正規定	維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）又は	び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）
第十二条の改正規定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋協定
第十二条の改正規定	税関長は、環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）又は	品目別原産地規則）又は環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）
第十二条の改正規定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋協定
第十二条の改正規定	環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋協定

3

第一項の場合において、附則第一条、第二条第三項及び第三条第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップ協定」と、附則第一条第五号中「附則第三条第三項」とあるのは「附則第三条第二項」と、「環太平洋パートナーシップ協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とする。

改 正 案

現 行

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第三十三条及び第三十三条の二の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三〇五 （略）

（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改める。

第二条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三〇五 （略）

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条とする。

とする。

附則第十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条」に改める。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三十三条の二 第二号施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後である場合には、第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十条、第十六条及び前条の規定は、適用しない。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>附 則 （調整規定）</p> <p>第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号。以下「整備法」という。）の施行の日前である場合には、第百十三条第五項の改正規定及び附則第一条第一号中「第百十三条第五項」とあるのは、「第百十三条第四項」とする。</p>	<p>附 則 （調整規定）</p> <p>第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号。以下「整備法」という。）の施行の日前である場合には、第百十三条第五項の改正規定及び附則第一条第一号中「第百十三条第五項」とあるのは、「第百十三条第四項」とする。</p>